

議案第19号

所沢市まち・ひと・しごと創生基金条例制定について

所沢市まち・ひと・しごと創生基金条例を別記のとおり制定する。

令和5年 2月20日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

地域再生法に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する費用に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、所沢市まち・ひと・しごと創生基金を設置いたしたく、本案を提案するものである。



## 所沢市まち・ひと・しごと創生基金条例

### (設置)

第1条 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する費用に充てるため、所沢市まち・ひと・しごと創生基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計予算（以下「予算」という。）の定める市の積立額及び寄附金の額とする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 基金は、第1条のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する費用に充てる場合に限り、処分することができる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市

長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。